

審議部報告

昭和七年度小作米減免闘争は北九州地區小倉支部の全免を最高に最底二割以上の減額闘争が各支部に起されたが、彈壓によつて充分の成果を得ることが出来なかつた

南筑地區

一、東宮水村支部藤吉嶽君外五名は地主小野隆樹に昭和六年の小作米五割をマケロと要求し麥家財等の差押へに屈せず戦つてゐたが昭和七年十一月二日第一回の辯論が柳河區裁判所に於て開廷されることになつたので同日は大和支部から三十余名の應援をうけ地主の代理人沖辯護士に訴訟を取下ゲロ、差押をトケ、小作米を五割マケロと抗議したため訴訟は終ひに休止となつた、尙ほ十二月二日の藤吉信君の麥二十俵（見積額六十四圓余）の競賣には大和支部から五十余名の應援に

より僅か八圓で組合に競落し大勝利を得た、尙ほ休止となつた訴訟も時效によつて取下げと同様となつた

二、大和村四垣開に昨八年六月二十七名の組織が出来、地主木下竹次郎の大正九年の小作米請求に對抗して戦つてゐる

三井地區

一、筑後川改修工事、土地引上反對闘争には村民大會等によつて闘争を大衆的に展開し、十一月十一日には二百余名の自轉車隊を組織して内務省久留米土木出張所に押しかけ反三百圓の補償をせよ、と勇敢に闘争してゐたが二月事件によつて組合幹部の多々くは檢束されたためその後充分に闘争することが出来なかつたがそれにもかゝわらず

一、ツブレル土地の換地として現在の川を埋め耕地にして無償で拂ひ下げる